



1. 教科書裁判と学問の自由
2. 夏のお天気
3. 無害自動車（クリーンカー）が開発されても

7月17日、「教科書裁判」の第一審判決が、東京地裁民事二部（杉本良吉裁判長）で下されました。格調高いこの判決文には、注目すべき多くの判断が与えられていますが、このうち、とくに学問の自由についてつぎのように述べています。「憲法23条は（学問の自由はこれを保障する）と定めているが、憲法が思想および良心の自由、表現の自由の保障に加えて、本条を設けたのは、学問の研究は常に新しいものを生み出そうとするいとなみであって、歴史の発展に寄与するところが大きかった反面、それだけに時の為政者による迫害を強く受けたことにかんがみ、とくにこれを制度的に保障したものである」とし、学問の自由を保障することの重要性について、一定の見解を示し、さらに学問の自由の内容について、「①研究者が、自らの学問的研究にもとづいて、自らが正当とする、どのような学問的見解（学説）を抱いても自由であること、②研究者が、自らの学問的見解（学説）をさまざま形で発表する自由を有すること、および③研究者がその学問的見解（学説）を教授ないし教育する自由を有することである」としています。学問の自由の内容をこのように解している点は非常に特徴的であって、今回の判決文に流れている思想の骨子となっているようです。憲法23条に保障される学問の自由を積極的に守るとともに、一審後の「教科書裁判」の動向を注視してゆくべきでしょう。

[C]

“夏の天候日照りのときは涙を流し、寒さの夏はおろおろ歩き……” 宮沢賢治は農民の天候に対する気持を、このようにうたっている。農業にかぎらず、各業界が気象に強い関心を示していることは事実である。

身近かに例をとれば、ビールや清涼飲料水の業界、扇風器やクーラーなどの家電業界、あるいは各種レジャー産業なども、関係者は空を眺めて一喜一憂の状態であろう。

自然を相手にする土木技術者も、当然気象とは因縁が深い。水需要に対する貯水池の運用、大雨に対する水防対策、台風による高潮対策と數えあげればきりがない。いずれにしろ“お天気次第”と悠長に構えているわけにはいかない問題である。

今年も終戦記念日をはさんで早くも台風の来襲である。災害の少ないことを祈るとともに、多数の人命災害だけでも防げるよう、より強力な気象予測体制が確立されることを望むものである。

[J]

公害に関する対策も今夏7月10日午後、東都杉並区を襲った得体の知れない光化学スモッグの正体を見きわめようとする動きが活潑になっている。工業技術院機械試験所東村山分室では昭和42年から人工的に光化学スモッグを発生させるチャンバーを自動車の排気ガス公害の研究の一環として開発してきたが、8月1日には農林省林業試験場の協力をえて植物に与える影響に関する模擬実験を行っている。まさに先見の明があったといわざるをえない明るい話題である。各自動車メーカーも無害車の開発に全力投球するとのニュースも伝えられるが、自動車保有台数は昭和44年度末で人口1000人あたり約160台となり、フランス、イギリス、カナダの260,210,190台にはほぼ匹敵する水準に達し、昭和60年には300台に達するものと推定されていて、都市の交通混雑の解消と無害車の開発とは、およそ別問題である。自動車の混雑現象の克服には輸送体系の樹立が必要なことはいうまでもない。盛り場から自動車を追い出した東京では70万人の人が車のない盛り場に押しかけ、お祭り騒ぎの様相を呈したともいわれている。都市再開発計画において人が歩き、買物をするための道路と自動車の道路を分離することが、人間生活にとって、どんなに必要であるかを物語っている。現状の都市の姿で人と自動車の分離は不可能であり、人と車とを分離した交通体系の確立と、都市内の大衆交通機関の大量輸送化・高速化を促進しなければならなく、ノーカー・モア・トウキョウを叫んで、各地方都市の再開発にあらゆる行政機関・民間企業はもちろんのこと市民一人一人が、交通混雑公害（排気ガスの無害化や電気自動車が開発されても残る）の対策に取り組むことが必要である。

[S]